

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されたことに伴い本市の歳入である地方消費税交付金も増収となりましたが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされております。

松原市におきましても平成30年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分の923,599千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

■地方消費税率引上げ分の使途一覧（充当額：923,599千円）

充当事業	事業内容	事業費	国庫支出金	府支出金	その他	一般財源	充当額
【社会福祉】 公立保育所運営管理事業	保護者の就労や病気等の理由より保育できない乳幼児を公立保育所において、適切に保育する	114,079	357	5,700	13,770	94,252	923,599
私立保育所運営管理事業	保護者の就労や病気等の理由より保育できない乳幼児を私立保育所及び認定子ども園において、適切に保育する	2,385,388	845,529	419,479	378,656	741,724	
子ども医療費助成事業	中学校3年生までの入通院に係る自己負担金の一部を助成することにより、児童の健康維持及び保護者の負担軽減を図る	363,981		74,296		289,685	
【社会保険】 後期高齢者医療特別会計繰出金	広域連合が行う低所得者等の保険料軽減に対する公費負担の繰出を行う	369,543		277,157		92,386	
介護保険特別会計繰出金	介護保険給付費、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業等の繰出を行う	1,358,378	16,748	8,374		1,333,256	
国民健康保険特別会計繰出金	国民健康保険事業の安定のため、保険基盤安定負担金や財政安定化支援等の繰出を行う	1,346,226	169,254	624,252		552,720	
【保健衛生】 予防接種事業	伝染の恐れのある疾病の発生・まん延を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種を行い、市民の健康維持を図る	267,900		197		267,703	
健康診査事業	生活習慣病等の疾病の早期発見と予防のため、がん検診等を実施することにより、市民の健康維持を図る	148,937	1,201	2,727	2,067	142,942	
母子健康診査事業	安心して出産・子育てができる環境づくりを推進するため、妊婦・乳幼児健診を実施することにより、母子の健康管理を図る	109,715				109,715	
小児休日急病診療事業	子どもの急病に対応するため、休日における急病診療体制を確保する	19,334				19,334	
合 計		6,483,481	1,033,089	1,412,182	394,493	3,643,717	923,599

※繰出金には人件費及び事務費は含まれていません